

京都府自転車安全利用促進計画（中間案）に対する意見募集結果

1 意見の募集期間 令和2年12月17日（木）から令和3年1月5日（火）まで

2 意見募集の結果 1人 3案件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

項目	御意見の要旨	京都府の考え方
1 事業所等における安全教育の実施	<p>自転車等を利用する宅配サービスが増えており、配達員の道路交通法違反や交通事故が問題になっている。</p> <p>配達員や運営会社への安全教育や指導をしっかりと行って欲しい。</p>	<p>京都府では、自転車安全利用推進日（毎月20日）等において、関係機関・団体と連携し、宅配サービスの配達員に対する街頭での啓発や安全指導に取り組むほか、警察では、宅配サービスの配達員を対象とした交通安全講習会を開催しているところです。</p> <p>次期計画では、こうした取組を更に推進するため、事業所等における安全教育を拡充することとしており、事業者や配達員が正しい交通ルール・マナーを習得し、実践できるよう、引き続き、警察その他の関係機関と連携して取り組んでまいります。</p>
2 悪質性・危険性の高い交通違反に対する指導取締りの強化	<p>自転車の妨害運転は、被害者に大きな被害を与えるだけでなく、加害者本人も負傷・死亡しかねず、また、周りの自動車や通行人も巻き込むおそれがあり、大変危険な行為である。</p> <p>妨害運転が起こらないようしっかりと対策をとって欲しい。</p>	<p>京都府では、自転車安全利用推進員講習等において、妨害運転の危険性や罰則等の周知を図るほか、警察では、交通事故に直結する悪質・危険な交通違反に対する指導取締りを実施しているところです。</p> <p>次期計画では、妨害運転をはじめ悪質・危険な交通違反を防止するため、広報啓発を実施するとともに、指導取締りを強化することとしており、引き続き、警察その他の関係機関・団体と連携して取り組んでまいります。</p>
3 効果的な広報啓発活動の推進と道路交通環境整備の促進	<p>桂川等の川沿いにあるサイクリングロードや鴨川等にある河川敷を通行する自転車は速度が速く、信号機や横断歩道等がないため、歩行者との事故に注意しなければならない。</p> <p>河川敷等を通行する自転車利用者は、公共の場であることを自覚し、歩行者等に気をつけて思いやりのある運転をして欲しい。</p>	<p>京都府では、自転車利用者の安全利用に関する意識を向上させるため、交通安全運動や自転車安全利用推進日等において、関係機関・団体と連携し、広報啓発に取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、警察、道路管理者その他の関係機関・団体と連携し、サイクリングロードを含め自転車の通行実態に応じた広報啓発に取り組むとともに、交通の実態や地域の特性に応じた安全で快適な道路環境の整備を進め、自転車事故の防止と秩序ある利用を一層推進してまいります。</p>